

白幡小学校 いじめ防止基本方針

改定日 2020年8月15日

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

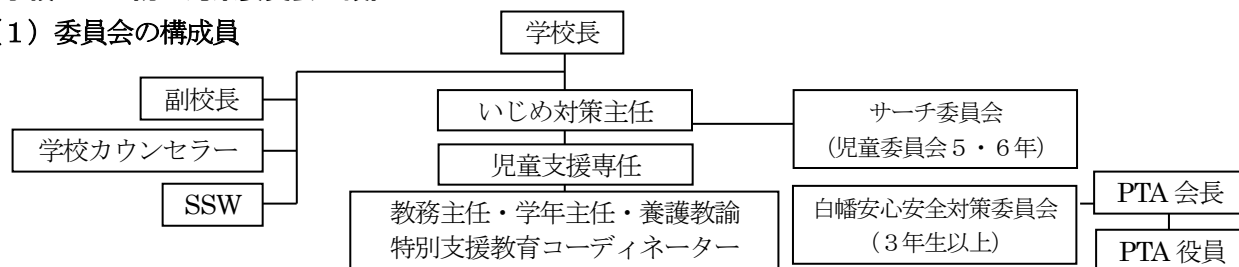
(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある

2. 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員



※なお、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めることとする。

※本年度、児童が関わる委員会は9月から設置する

(2) 委員会の運営

- ・毎月開催とする。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに開催する。
- ・組織的に対応方針を決定し、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境・風土づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を、児童生徒及び保護者に周知。

○早期発見・事案対処

- ・「いじめ」として対応するかどうかの判断
- ・いじめ防止対策委員会を中心とした、組織的な対応と関係機関との連携。
- ・複数教員による被害児童や保護者に対する親身になった聴き取り。
加害児童及び保護者への指導・支援。
- ・重大事態発生の場合の教育委員会への報告。

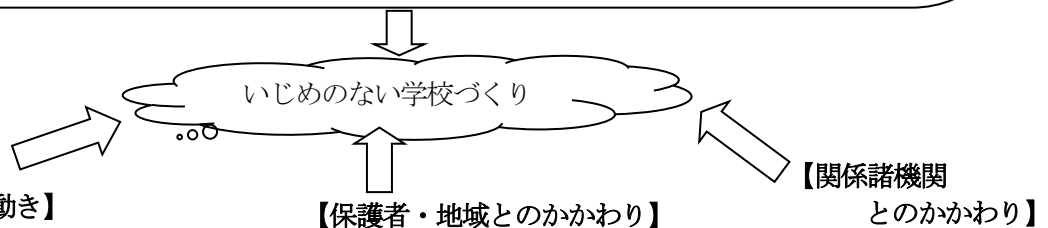
○取組の検証

- ・年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・校内研修の企画と実施

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

【教職員の動き】

- <未然防止>**
- 重点研究会を中心とした授業力向上と児童の自主的学習力の育成。
 - ・読書活動の充実 ・「マイチャレ」(取り出し指導)の充実
 - ・「白幡スタンダード」による、全学級での学習や生活ルールの共通化
 - いじめ対策委員会、教務会による定期的な児童についての情報交換。
 - 白幡安心安全対策委員会(児童の組織)と連携した児童主体の活動の支援。
 - YPアセスメントを使った児童理解
 - インターネットを通じたいじめへの対処
 - ⇒外部講師や日常的なメディアリテラシー・情報モラル教育
- <早期発見>**
- “一人の子を複数の目で見える”学校学年協力体制
 - ⇒学年内での授業交換、給食・掃除ローテーション、専科職員による学年担任制
 - “ほうれんそう”(報告・連絡・相談)の徹底と学校全体での組織的対応
 - ⇒児童支援専任、養護教諭や学校カウンセラーを入れた支援チーム。
 - いじめ対策委員会による定期的な児童についての情報交換
 - 年2回以上のいじめなど生活に関するアンケートの実施。
 - 定期的な教育相談の実施
- <措置>**
- 事態を重大化させない連絡体制と、被害・加害双方に対する細やかなサポート。
 - いじめ防止対策委員会を中心とした、組織的な対応と関係機関との連携。
 - 複数教員やSC等による被害児童や保護者に対する親身になった聴き取り、支援。
 - 加害児童及び保護者への指導・支援。
 - 警察等の関係機関との連携
- <研修>**
- 白幡スタンダード(学習形態等)の共通理解 ○児童理解・危機管理・対応研修
 - YPアセスメントを使った児童理解のための職員研修
 - 横浜プログラムを実践し、コミュニケーション力を育成する。



- 【児童の動き】**
- 「あたたか言葉」
「やさしい話し方・あたたかい聞き方」
 - 黙動 ○5分前行動
 - たてわり活動による
異学年との豊かなかかわり
 - 白幡安心安全委員会の取組
「あいさつ運動」
※中学校との連携

- 【保護者・地域とのかかわり】**
- 個人面談や教育相談による児童についての細やかな情報交換
 - 学校カウンセラーの紹介と相談日周知。
 - 参観日や土曜活用にかかわる地域・保護者との連携した活動
 - フィルタリングなどインターネットにかかわる対策(スマホ、携帯ゲーム機等)
 - 主任児童委員・民生委員・補導員との情報交換
 - 学校運営協議会との連携、授業参観

- 【関係諸機関とのかかわり】**
- 東部学校教育事務所
 - 神奈川中学校
 - 近隣幼稚園・保育園
 - 児童相談所
 - 神奈川・港北区役所
 - ・学校訪問カウンセラー
 - ・子ども家庭支援相談課
 - ・SSW
 - 自立支援協議会
 - 神奈川・港北警察署
 - ・スクールサポーター

④いじめの解消

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめ行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員等への研修

- ・児童生徒の心理や、行為・行動の背景にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める研修をはじめ、下記の年間計画に沿って研修を進めていく。

⑥学校運営協議会等の活用

- ・学校運営協議会や中学校区学校・家庭・地域連携事業を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を、保護者、地域と共有し、連携・共同して取り組む。

⑦取組の年間計画

①日常の取組	月	②各月毎の取組	③必要に応じた取組
・いじめ対策委員会での児童の情報交換・支援会（毎月） ・マイチャレ（9月から） ・授業交換や算数少員数（通年） ・児童委員会との対策会議（後期）	4	・児童理解研修	・迅速なケース会議 ・複数教員による児童の見守り ・YPによる学級風土の建て直し ・保護者との連携及び情報収集 ・区役所、主任児童委員、補導員との情報交換 ・神中ブロック専任の情報交換 ・東部療育センターとの連携 ※いじめやいじめにつながりそうな学級や児童に対し、いじめ対策委員会を開き、必要に応じた対策を行うこととする。
	6	・心と体の健康アンケート（児童） ・児童面談	
	7	・個人面談（希望者）	
	8	・自閉症研修	
	10	・YPアセスメント（児童） ・人権週間の取組（児童）	
	11	・生活意識調査（児童）	
	12	・児童面談、個人面談	
	1	・YPアセスメント（児童）	
	3	・安心安全対策委員会 ・次年度への引き継ぎ	

4. 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

○発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

なお、本方針については必要に応じて見直していくこととする。